

# 請願・陳情参考資料

平成 22 年 6 月 1 日

総務部

受理番号 (受理年月日)	所 官	件名及び提出者	現状と県の取組状況
平成22年17号 (H22. 5. 31)	総 務	県の機関における行政書士制度の理解及び行政書士法の遵守徹底について	<p>1 鳥取県行政書士会からの要請等を受けて、平成22年3月11日付け文書で、県の機関に対して行政書士法の遵守を要請するとともに、申請等のため来庁する方に対して行政書士法の遵守の注意喚起のため作成したチラシを掲示するよう依頼している。</p> <p>2 鳥取県行政書士会の依頼を受け、行政書士制度啓発ポスターの掲示及び窓口におけるプレートの設置を行っている。</p> <p>〈参考〉 現状を鳥取県行政書士会に確認したところ、「具体的な違反状況の確認はできていないが、『人に頼んだけどなかなか処理してくれない』というようなことがあったという話が情報として入ってきており、車庫証明、農地転用の申請、消防関係の申請等について行政書士以外の者が代理で行う例が多いと認識している。」ということであった。</p>